

令和2年度（2020年度）NGO・外務省定期協議会
「第1回連携推進委員会」
議事次第

- 日 時：2020年11月24日（火）14：00～16：00
- 場 所：外務省南761国際会議室
- 司 会：熱田 典子（特活）関西NGO協議会 副代表理事
田原 光児 外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官

1. 冒頭挨拶（5分）

【中西 哲 外務大臣政務官】

2. 報告事項（45分）

- （1）外務省・JICA・NGOとの共同キャンペーン「EARTH CAMP」の概要説明（15分）
【若林 秀樹（特活）国際協力NGOセンター 事務局長】
【永澤 浩之 外務省 国際協力局 政策課 広報班 班長】
- （2）OECD-DAC対日ピアレビュー審査会合及び審査報告書について（15分）
【堀内 葵（特活）国際協力NGOセンター アドボカシー・コーディネーター】
【森 健朗 外務省 国際協力局 開発協力企画室 室長】
- （3）テロ資金対策に係る留意事項等（15分）
【清水 知足 外務省 総合外交政策局国際安全・治安対策協力室 室長】

3. 協議事項

- （1）「NGOとODAの連携に関する中期計画」次期連携中期計画について（30分）
【棚田 雄一（公財）プラン・インターナショナル・ジャパン 専務理事】
【川崎 敏秀 外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長】
- （2）2020年度タスクフォースにおける「日本NGO連携無償資金協力」の成果と今後の議論の方向性について（30分）
【安達三千代 東北NGOリーグ 幹事】
【川崎 敏秀 外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長】

4. 閉会挨拶（5分）

【堀江 良彰 GII/IDI懇談会NGO連絡会】

（了）

議題提案書

【 】協議事項

【●】報告事項

議題名：外務省・JICA・NGOとの共同キャンペーン 「EARTH CAMP」の概要説明

【議題提案者】

氏名：若林秀樹

所属：特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター 事務局長

【議題提案の背景】

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は日本でも例外ではなく、本年は「グローバルフェスタ」も開催中止となった。世界各地で蔓延する新型コロナウイルス感染拡大は、自国の深刻な状況への対応が重視され、保健医療のみならず、社会的に脆弱な人々が多い途上国が抱える様々な開発課題への関心を低下させていることは否めない。一方で、コロナ禍にあるからこそ、より世界はつながることができる。こうした様々な課題に目を向け、その負の影響を乗り越え、より強靱な社会を構築するために、今こそ世界が協力して国際協力に取り組むことを知っていただくキャンペーンを、外務省・JICA・NGOが共同で企画した。

●公式サイト「EARTH CAMP [輪になって語ろう。地球の未来。]」

<https://earthcamp.jp/>

【議題の論点】（連携推進委員会で議論したい点）

- ・ EARTH CAMP の活動内容、進捗状況を報告し、この取り組みに対する理解を深める。
- ・ キャンペーンへの参加の依頼
- ・ さらなるキャンペーン盛り上げ策等の提案をいただく。

【出席を希望する外務省部局または担当者】

（参考）外務省 組織案内 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/sosiki/>

外務省国際協力局政策課担当官（永澤様、古城様）

（JICA: 広報室見宮様）

以上



輪になって語ろう。地球の未来。

EARTH CAMP

共催：外務省・JICA・JANIC

キャンペーン概要

共催：外務省・JICA・JANIC

期間：2020年10月6日～2021年3月31日

実施内容：



- ① 日本全国の国際協力・国際交流の情報を集約し、特設サイトで紹介
- ② 共催三者によるキャンペーン特別イベントを開催
 - 国際協力フォトコンテストの実施（外務省）
 - 全国のJICA拠点によるオンラインイベントの開催（JICA）
 - 特設サイトの運営、オンラインスタディツアーの実施（JANIC）
- ③ 2021年1月30日・31日のメインイベント
 - NGO/NPOなどによるパネルディスカッションやシンポジウム
 - 著名人/スポーツ選手による国際協力へのアクションのよびかけ

キャンペーン実施の背景

新型コロナウイルス感染症の影響により、世界中の人が同じ痛みを共有している今だからこそ、世界のつながりを発見し、様々な社会課題に目を向け、乗り越え、より強靱な社会を構築するために、世界が協力して国際協力に取り組む機運をつくる。

コロナ禍でも「世界はつながっている」というメッセージを発信し、グローバルフェスタ2021や未来の国際協力につなげる。

キャンペーンを一緒に盛り上げてくれる協力団体募集中

こんな団体が対象

- ① 「国際協力・交流のイベントを実施予定で、EARTH CAMPで広報してほしい」
EARTH CAMPの特設サイトにて、自身の団体が実施する国際協力・国際交流イベントの掲載を希望する団体を募集しています。
- ② 「キャンペーンの趣旨に賛同し、キャンペーン情報の周知・拡散に協力したい」
積極的にキャンペーンのロゴやハッシュタグ（#EARTHCAMP）などで自団体の広報媒体でキャンペーンを発信していただける団体を募集しています。



輪になって語ろう。地球の未来。

EARTH CAMP

EARTH CAMP

検索



議題提案書

【 】 協議事項

【●】 報告事項

議題名：OECD-DAC 対日ピアレビュー審査会合及び審査報告書について

【議題提案者】

氏名：堀内 葵

所属：特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター アドボカシー・コーディネーター

【議題提案の背景】

2020年10月12日、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）は、日本政府に対する開発協力相互レビューの結果をまとめた報告書を公表した。開発協力相互レビューは、各 DAC メンバーの開発協力政策や実施状況を4～5年毎にレビューするものであり、DAC メンバー2か国が審査国を務め、相互学習を通じて一層効果的な開発協力の実施に向けた取組について提言を行う。今回のレビューでは、EU とイタリアが審査国となり、2019年11月に東京で本国審査、同12月にガーナ、2020年1月にカンボジアでフィールド調査を実施した。

本国審査の際、日本の市民社会組織と OECD-DAC 対日援助審査団との意見交換会も開催され、日本政府の開発援助政策について議論した。

その後、OECD 本部で開催される審査会合に、他国での事例も踏まえて市民社会の参加を外務省に要請したところ、日本側代表団に加わる形で、市民社会の代表者1名の参加が歓迎された。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、審査会合が当初日程から延期され、また、対面ではなくオンラインでの開催へと変更されたが、11月16日に開催される見込みとなっている。

【議題の論点】（連携推進委員会で議論したい点）

- ・OECD-DAC による日本政府の開発協力相互レビュー審査報告書の概要を説明していただきたい。
- ・開発協力相互レビュー審査報告書における日本政府に対する提言について、次回の相互レビュー実施までにどのような行程で実現していく予定かを伺いたい。

●参考

OECD/DAC 開発協力相互レビュー 2020年概要

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100102227.pdf>

提言仮訳

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100102226.pdf>

報告書（英語）

<http://www.oecd.org/dac/peer-reviews/oecd-development-co-operation-peer-reviews-japan-2020-b2229106-en.htm>

日本の市民社会による提言書（Civil Society Report for OECD-DAC Peer Review）

https://www.janic.org/wp-content/uploads/2019/12/Civil-Society-Report-for-OECD-DAC-Peer-Review-Japan-2019_final.pdf

【出席を希望する外務省部局または担当者】

開発協力企画室

以上

報道発表

経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)による我が国の開発協力相互レビュー報告書の公表

令和2年10月12日

[ツイート](#) シェア 0 [メール](#)

10月12日、OECD開発援助委員会(DAC)は、我が国の開発協力相互レビューの結果をまとめた報告書を公表しました。主要点は以下のとおりです。

- 同報告書では、我が国の開発協力について評価される点として、開発協力大綱を踏まえた質の高い成長と人間の安全保障の推進、グローバルな課題への取組(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、ジェンダー平等、防災)、質の高いインフラ投資、人材育成を通じた人づくり支援、途上国の自助努力とオーナーシップを高める上での有償資金協力(円借款)の有用性、南南・三角協力を通じた多様な国々との関係強化と共創等が挙げられています。
- また、前回(2014年)から進展があった点として、SDGs実施体制の整備、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)構想の推進、後開発途上国(LDCs)を含む支援の最も必要な国々へのODA配分の増加、開発に関する国内の意識向上と参画拡大のための取組、包括的なリスク管理手続の導入等が挙げられています。
- 提言として、アンタイド援助率の増加、国際機関・市民社会・民間セクターとのパートナーシップの強化、より効果的な開発協力のための制度・手続・能力の向上、GNI比0.7%目標に向けたODA増額、省庁間連携の強化等につき指摘がありました。

[参考]

- 開発協力相互レビューは、各DACメンバーの開発協力政策や実施状況を4~5年毎にレビューするものであり、DACメンバー2か国が審査国を務め、相互学習を通じて一層効果的な開発協力の実施に向けた取組について提言を行う。
- 今回のレビューでは、EUとイタリアが審査国となり、2019年11月に東京で本国審査、同12月にカーナ、2020年1月にカンボジアでフィールド調査を実施した。

関連リンク

[OECD\(経済協力開発機構\)開発援助委員会\(DAC\)](#)

[国際協力局 開発協力企画室](#)

[このページのトップへ戻る](#)

[報道発表へ戻る](#)

外務省について

[大臣・副大臣・政務官](#)
[組織案内・所在地](#)
[在外公館](#)
[採用情報・ワークライフバランス等](#)
[審議会等](#)
[所管の法人](#)
[予算・決算・財務](#)
[政策評価](#)
[国会提出条約・法律案](#)
[外交史料館](#)
[このサイトについて](#)

会見・発表・広報

[記者会見](#)
[報道発表](#)
[談話](#)
[演説](#)
[寄稿・インタビュー](#)
[広報・パンフレット・刊行物](#)
[広報イベント](#)
[その他のお知らせ](#)

外交政策

[外交青書・白書](#)
[主な外交日程](#)
<分野別政策>
[日本の安全保障と国際社会の平和と安定](#)
[ODAと地球規模の課題](#)
[経済外交](#)
[広報文化外交](#)
[国民と共にある外交](#)
[その他の分野](#)

国・地域

[地域で探す](#)
[アジア](#)
[大洋州](#)

海外渡航・滞在

[海外安全対策](#)
[パスポート\(旅券\)](#)
[届出・証明](#)

申請・手続き

[電子政府・電子申請・届出](#)
[情報公開・個人情報保護](#)
[公文書管理・外交記録公開](#)

[法的事項](#) [アクセシビリティ](#) [プライバシーポリシー](#) [このサイトについて](#)

Copyright © Ministry of Foreign Affairs of Japan

外務省 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 [地図](#) 電話(代表) 03-3580-3311 法人番号 9000012040001

経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)による
我が国の開発協力相互レビュー

令和2年10月12日
外務省国際協力局
開発協力企画室

1 DACによる我が国の開発協力相互レビュー

(1)10月12日、OECD開発援助委員会(DAC)は、我が国の開発協力相互レビューの結果をまとめた報告書を公表した。開発協力相互レビューは、各DACメンバーの開発協力政策や実施状況を4～5年毎にレビューするものであり、DACメンバー2か国が審査国を務め、相互学習を通じて一層効果的な開発協力の実施に向けた取組について提言を行う。

(2)今回のレビューでは、EUとイタリアが審査国となり、2019年11月に東京で本国審査、同12月にガーナ、2020年1月にカンボジアでフィールド調査を実施した。

2 我が国の開発協力相互レビュー報告書概要

(1)我が国の開発協力について評価される点として、開発協力大綱を踏まえた質の高い成長と人間の安全保障の推進、グローバルな課題への取組(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、ジェンダー平等、防災)、質の高いインフラ投資、人材育成を通じた人づくり支援、途上国の自助努力とオーナーシップを高める上での有償資金協力(円借款)の有用性、南南・三角協力を通じた多様な国々との関係強化と共創等が挙げられている。

(2)また、前回(2014年)から進展があった点として、SDGs実施体制の整備、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)構想の推進、後発開発途上国(LDCs)を含む支援の最も必要な国々へのODA配分の増加、開発に関する国内の意識向上と参画拡大のための取組、包括的なリスク管理手続の導入等が挙げられている。

(3)提言として、アンタイド援助率の増加、国際機関・市民社会・民間セクターとのパートナーシップの強化、より効果的な開発協力のための制度・手続・能力の向上、GNI比0.7%目標に向けたODA増額、省庁間調整の強化等について指摘している。

OECD 開発援助委員会(DAC)による我が国の開発協力相互レビュー

提言仮訳

2020年10月12日

外務省国際協力局開発協力企画室

提言1.

日本が達成しようとする持続可能な開発の成果及び影響が被援助国の成果の枠組みや持続可能な開発目標に合致していることを示す政府全体として一貫したアプローチについて、日本の国別開発協力方針において一層適切に記載すべき。

提言2.

日本は、アンタイド援助率の低下の影響をモニタリングし、それを増加に転じさせるための努力を行いつつ、DAC アンタイド勧告の対象となる援助については引き続き完全にアンタイド化するべき。

提言3.

日本は、次の3点を通じ、効果を増大させるために強固なパートナーシップを構築し続けるべき。

- 国際機関に高い予測可能性、柔軟性を与え、他の資金拠出者とともに資金をプールできるようにする形でイヤマーク拠出を行う
- 戦略的パートナーでありかつ権限を持った開発主体である日本や被援助国の市民社会に対して、一層の制度的な支援を行う
- OECD/DAC ブレンディッド・ファイナンス原則に沿って、民間セクターの活動の触媒となる ODA その他の財源の活用に関する明確なガイドライン・手続を確立する

提言4.

日本は、その開発協力の原則を堅持し、機敏性と適応性を向上させるために、次の分野において制度・手続・能力を引き続き向上させるべき。

- 意思決定の更なる分権化
- 案件の承認及び管理プロセスの更なる合理化
- 人員(特に現地スタッフ)の能力強化に対する投資の継続
- 開発協力政策全般において環境リスク及び気候変動リスク(適応・緩和を含む。)について更に考慮すること
- 開発協力の事業において当該事業や分野に特有な汚職リスクを評価・緩和・モニターするための制度の開発

提言5.

日本は、脆弱性や紛争影響下での文脈に関する知見を生かし、開発政策全般において紛争配慮を体系化し、各事業において人道と開発と平和の間の一貫性を明示し、実現するようにすべき。

提言6.

外務省とJICAが自らの評価政策やガイドラインをDAC評価基準に適合させるに際し、日本は、案件の実施を越え、一層戦略的な評価を行い、より体系立った事業全体の評価とすべき。

提言7.

日本は、GNIの0.7%をODAに配分するという国際的なコミットメントに沿ってODAの量を増加するための計画を策定し、実施すべき。

提言8.

日本は、ODAによる貧困削減への貢献を最大化させ、最も取り残されている人々のニーズに対応するため、貧困削減に関する明確なアプローチ及びODA実施の計画・モニタリング・評価に関する具体的なガイダンスを策定すべき。

提言9.

日本は、国内政策と持続可能な開発目標の間で生じ得る齟齬に対応するため、包摂的かつ効果的な政府全体としてのアプローチを用い、省庁間調整を強化すべき。そのようなメカニズムによって、日本は以下を実現できるようになるべき。

- 齟齬を特定・分析し、あり得べき対策を取る
- 行動の優先順位を定める
- 関係省庁に実施すべき措置を指示する
- 措置の実施をフォローアップし、成果をレビューする

OECD・DAC対日開発協力相互レビュー報告書

(主なポイント)

令和2年10月
開発協力企画室

※OECD公表資料仮訳



2020 DEVELOPMENT CO-OPERATION PEER REVIEW: JAPAN



oe.cd/JAP20



@OECDdev

大切な開発パートナーとして日本は...

...持続可能な開発を達成するために外交、平和、開発に関する努力を結合



社会全体のアプローチを通じてSDGsを実施

...パートナー国の自主性を尊重



開発協力がもたらす自立的発展と相互利益を重視

...世界的な防災リーダー



パートナー国の災害の予防、緩和、備え、応急対応、復旧、復興を切れ目なく支援



2020 DEVELOPMENT CO-OPERATION PEER REVIEW: JAPAN



oe.cd/JAP20



@OECDdev

日本が改善できることは...

...ODAを増額するための計画を策定、実施する



...持続可能な開発の成果を政策に明記する



...貧困削減への明確なアプローチを策定する



2020 DEVELOPMENT CO-OPERATION PEER REVIEW: JAPAN



oe.cd/JAP20



@OECDdev

議題提案書

【 】 協議事項

【●】 報告事項

議題名： テロ資金対策に係る留意事項等

【提案者氏名、所属】

氏名： 清水 知足 室長

所属： 総合外交政策局国際安全・治安対策協力室

【議題提案の背景】

2019年3月、国連安全保障理事会は、フランスの提案に基づき、テロ資金供与の技術的内容に焦点を当てた安保理決議第2462号を採択した。同決議は、テロ資金供与対策として情報共有を通じた協力を強く促し、また、資金等をテロ組織又はテロリスト個人に提供することを国内法で犯罪化し、訴追・処罰を確保すること等をすべての加盟国に求める内容となっている。背景事情として、提案国であるフランスは、マクロン大統領の下、テロ資金対策を重視する政策を進めてきていることが挙げられる。テロリストがテロを実行するに当たり、人員の確保、訓練、武器等の購入などに必要な、テロ資金を断つことで、テロリストの活動を妨げることを重視する考えの下で、多くの国々では既にこうした行為を犯罪化しており、日本も、外為法(外国為替及び外国貿易法)や国際テロリスト財産凍結法の措置として、テロリストへの資金提供を規制してきている。特に最近は、新たな金融技術が次々に開発され、それらテロ資金調達等のために悪用される危険性への対処の必要性が重要視される中、日本政府としては、時宜を得た決議と評価している。他方で、この安保理決議第2462号の採択にあたり、特定の地域において援助活動を行う一部の NGO からテロ対策の必要性は理解しつつも、紛争地等で展開する人道支援が、当該安保理決議によって違法化されるのではないかと懸念が NGO に広がっているとの指摘があった。

【議題論点】(連携推進委員会で報告・議論したい点)

安保理決議第2462号に係る上述の NGO の指摘を踏まえて、同決議の趣旨、NGO に求められている留意事項等、日本の取組・立場を説明した上で、途上国で支援を行う NGO から質問やコメントを頂ければ有意義と考える。

●我が国の立場について:安保理決議については、既存の関連国内法令に整合するものとして、国内法令にのっとりて履行する立場をとっているが、日本国内において、当然ながら人道援助を犯罪化する法制度は存在していない。当該決議も既存の国内関連法令と整合することを確認して採択したものであり、国内で新たな規制は生じない。

●NGOがテロリストの資金供与に悪用される脆弱性を有するとの国際機関等の指摘について: マネーロンダリング対策の国際基準を作りその履行状況の審査を行う国際的な枠組みである FATF(金融活動作業部会)は、NGOには、概してテロリスト等に悪用されやすい「脆弱性」と「脅威」があることを指摘している。

以上

国連安保理決議第2462号について

- 2019年3月28日、国連安保理は、私の提案に基づき、テロ資金供与の技術的内容に焦点を当てた初めての安保理決議第2462号を全会一致で採択。
- 我が国を含む68か国が共同提案国となった。

(関連部分)

(前文パラ6) テロリスト及びテロリストグループが、合法的な企業の悪用、天然資源の搾取、非営利団体の悪用、寄付、クラウドファンディング、犯罪活動による収益(身代金目的の誘拐、恐喝、文化財の不正取引や違法売買、性的搾取目的を含む人身取引、麻薬密売、小型兵器及び軽兵器の不正取引等を含む)等の様々な手段を通じて資金を調達することに深刻な懸念を表明。

(前文パラ7) 外国人テロ戦闘員を含むテロリスト及びテロリストグループが、金融機関、フロント企業・組織を含む合法的な企業や非営利団体の悪用、現金宅配便業者等を通じて、更には、プリペイドカード、モバイルペイメント又は仮想資産といった新興の支払い手段を通じて、資金を移動及び移転する可能性があることについて、さらに深刻な懸念を表明。

(主文パラ22) 権限ある当局、とりわけFIU及び情報機関に対し、特にテロ資金供与のトレンド、資金源及び手法の進化について、金融機関、金融技術産業界、インターネット及びソーシャルメディア企業を含む民間部門との効果的なパートナーシップの確立を継続することを奨励。

(主文パラ23) 国内経済及び社会制度におけるNPOの重要な役割を認識し、全ての加盟国に対し、NPO部門のリスク評価を継続的に実施すること、またはテロ資金供与に脆弱な組織を特定し、リスクベース・アプローチの履行を周知させることを要請。全ての国が人権及び基本的な自由を尊重すべきであることを想起するとともに、勧告8を始めとしたFATF(国際金融活動作業部会:Financial Activity Task Force)の関連勧告及び既存のガイダンス文書を想起しつつ、全ての加盟国に対し、テロリスト及びテロリストのためのフロント企業を含むNPOの悪用防止のために、NPO部門と協働することを奨励。

(主文パラ24) テロリスト及びテロリストグループの指定及びテロリズムの資金対策措置を行う際、中立的な人道支援活動主体によって国際人道法と整合する形で実施される、医療活動を含む人道支援に特化された活動に対して及ぼし得る効果を考慮することを要請。

【参照】 (国連ホームページ) <https://www.un.org/securitycouncil/content/sres24622019>

議題提案書

協議事項

報告事項

議題名：次期連携中期計画について

【議題提案者】

連携推進委員一同

【議題提案の背景】

前連携中期計画は、本年6月で終了した。昨年度の連携推進委員会で、次期連携中期計画の策定について、様々な意見が交わされ、策定については異論がなかったものの、その策定方法や対象とする期間などについては、検討が必要な状況であった。その状況を踏まえ、今年度、タスクフォースで議論を継続している。

今回の連携推進委員会でも、議論を継続し、外務省とNGOの連携の在り方について検討したい。

【議題の論点】（連携推進委員会で議論したい点）

NGOとODAの連携に関して、外務省、NGO側双方が考え方を提示し、共通の計画策定に向け、議論を進めたい。

【出席を希望する外務省部局または担当者】

国際協力局民間援助連携室

以上

NGO外務省中期連携方針（2021-2023）体系図（案）

2020年11月7日連携推進委員作成

連携後の社会像

固有の価値を有するNGOとの連携を通し、日本の外交政策・開発政策が効果的に促進される。

基本理念

2030年までに日本の国際協力NGOが国内外で持続可能で公正な社会づくりのための主要なアクターとしての役割を果たし、それが認知されている。

中期基本中期方針と方策

重点方針① ODAとNGOの連携の強化 目標と指標

- ODAにおけるNGOによる事業の戦略的位置づけを明確にする。
- 日本のODAに占めるNGOを通じた支援額がX%増加する。（2019年度比）

活動計画①

NGO: SDGsの達成に貢献するN連、JPF事業の実施、質の向上、アカウントリテラシー確保
外務省: N連スキーム強化、予算拡大
共同: N連の新しいあり方の検討着手

関連する外務省スキーム

N連、JPF

重点方針② NGOプレゼンス向上のための 広報力・提言力強化 目標と指標

- 両者の共催による人道・開発課題を取り上げる国際会議をX回開催する。
- 国内での国際協力の重要性の啓発のための施策をつくり実施する。
- 両者が合意したテーマに基づき、国際協力課題に関する提言報告書がX本出される。

活動計画②

NGO: 優先テーマの同定と実施
外務省: 関連する部局の協力取り付け
共同: 実施とモニタリング

関連する外務省スキーム

N環、NGO外務省定期協議会

重点方針③ NGO組織財政基盤と人材の 強化 目標と指標

- NGOの付加価値を明確化する。
- 年毎あるいは複数年のテーマを定めた専門性強化を行う。
- 緊急人道支援などでNGO外務省がメディアと協力してキャンペーンをX回実施する。

活動計画③

NGO: 個別ごとの努力に加え団体同士での協力の強化
外務省: 上記に対する支援
共同: 計画の策定とモニタリング

関連する外務省スキーム

N環、JPF

2020年時点の世界、日本、NGOを取り巻く現状と課題

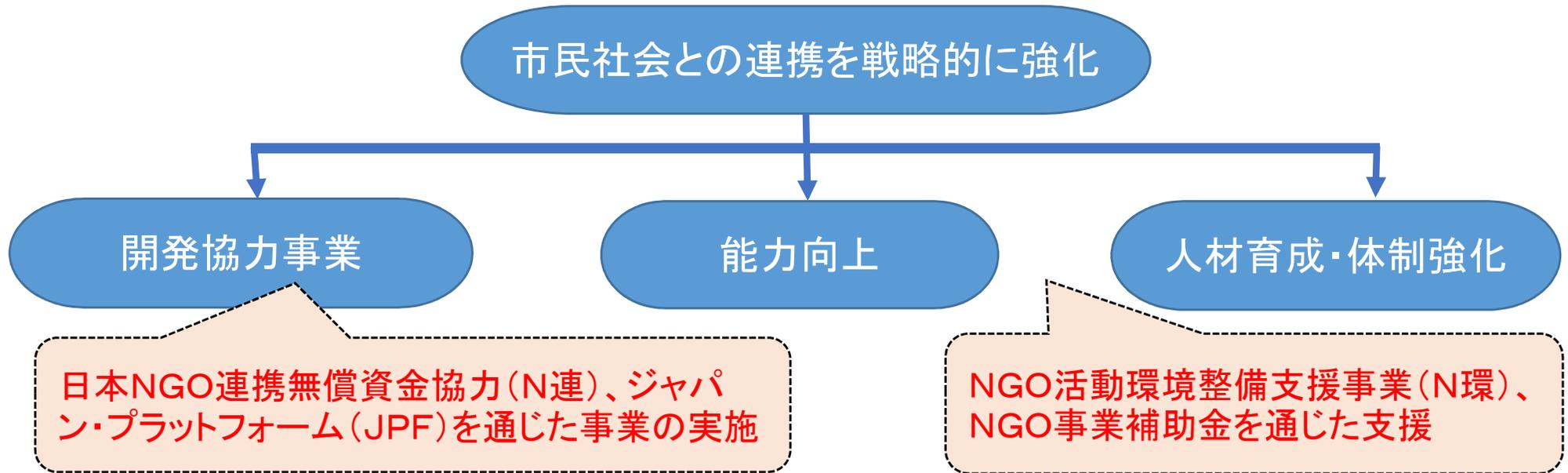


<世界> 気候変動と環境破壊の深刻化、紛争の長期化と深刻化、一国主義の台頭、中国の影響力の拡大、コロナウィルスの感染収束の不透明性、国家間と国内の格差の拡大、AIを含む技術革新の進展、
<日本> 高齢化の加速、自然災害の多発化、働き方の変化、
<NGO> 市民組織活動スペースの縮小（世界的）、認知度の低さ（日本国内）、ローカリゼーションへの対応

NGOとODAの連携－新たな連携に向けて－（たたき台）

1. 背景・経緯（これまでのNGOとODAとの連携）

令和2年11月
民間援助連携室



※外務省は、令和元年度にN連及びJPFにおける一般管理費を最大15%まで拡充。

➡ 戦略的パートナーとしてNGO・外務省との連携を新たにし、外交政策の実現に向けた協働を積極的に推進していくことが必要。

（参考）開発協力大綱 Ⅲ実施（2）実施体制

（オ）市民社会との連携

開発現場の多様な考え方、ニーズをきめ細かに把握し、状況に応じて迅速に対応できる国内外のNGO/市民社会組織（CSO）、民間財団等との連携は、協力効果の向上及び当該国の公正で安定的な発展にとって重要である。このことを踏まえ、開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO／CSOとの連携を戦略的に強化する。そのためにも、我が国のNGO／CSOの優れた開発協力事業や能力向上を支援するとともに、外務省・JICAにおいては、社会開発分野の人材育成、体制整備に取り組む。

2. 目的

- 固有の価値を有するNGOを活用して、日本の外交政策・開発政策を効果的に実施する。
- (上記を可能とするため、)国際的に活躍できる日本のNGOを育成する。

3. 新たな連携の方向性

※NGOとの協働の中で・・・

- 日本の外交政策・開発政策にNGOを積極的に活用する。
- 日本のNGOの能力向上(組織基盤・体制強化):魅力ある産業としてのNGOを構築する。
 - 新しいNGO、小規模なNGOの能力向上を支援。
 - 高い実施能力のあるNGOの更なる飛躍を支援。
 - 人材育成、人材確保を支援。
- NGOに対する国民の理解を醸成する。(寄付の増加も目指す)

4. 具体的方策 ～今後検討すべきこと～

● NGO連携スキームの強化・発展

既存の各種スキームを我が国の外交政策や団体の実績に応じて効果的に活用できるよう強化・発展させる。(例:小規模NGO向けのN連スキーム、大規模NGO向けのN連スキーム、特定の外交政策・開発政策を提示した特別枠)

N環の効果を検証しつつ、今後必要な能力強化の方向性を踏まえて、スキームを強化。

● 広報の強化

ODA出前講座などの機会を活用し、NGO職員とともにNGO事業への理解醸成を推進。

● 多様なアクターとの連携強化

NGO・外務省定期協議会等を通じ、国内外において国際協力・SDGs推進に関心の高い企業とのマッチングを支援。国際機関との連携を強化。

● NGOの組織基盤強化

令和元年度に最大15%まで引き上げた一般管理費の効果を検証しつつ、NGO自身の自己資金拡大努力と合わせ、NGOの組織基盤を強化。

● NGO関連リソースの増強

上記の取組を通じ、NGOの連携にかかる資金リソースの更なる拡充を目指す。

⇒ NGO・外務省定期協議会の枠組みを通じ、NGO側と対話しながら具体的・重点的取組を推進

NGOとODAの連携に関する中期計画 令和元年6月-令和2年6月の進捗報告

令和2年11月24日
NGO・外務省定期協議会連携推進委員会

1 ODA政策策定における協働

・平成27年9月に国連において採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」に係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、平成28年5月にSDGs推進本部(本部長:総理大臣)が設置された。同推進本部の下に、平成28年9月、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等の関係者が意見交換を行う場としてSDGs推進円卓会議が設置され、SDGs推進に向けた議論を行っており、令和元年9月と12月に会合を行った。また、令和2年6月には、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、円卓会議のメンバーとSDGs推進本部事務局(外務省地球規模課題審議官)との意見交換を行った。

・パブリックコメントや円卓会議における議論も踏まえ、令和元年12月に改定されたSDGs推進実施指針において、市民社会は「『誰一人取り残されない』社会を実現するため、現場で厳しい状況に直面している人々や最も取り残されている人々、取り残されがちな人々の声を拾い上げ、政府・地方自治体へとそれらの声を届け、知見を共有する存在」と位置づけられた。

・国連安保理決議1325号「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の実施事項の一つである市民社会・NGOとの対話を2回実施した。令和元年7月、政府拠出金で実際に紛争影響国や脆弱国で支援事業を行っている日本の国際協力NGOの実務者を対象に、行動計画改定版の周知を行うとともに、同計画の評価委員との意見交換を実施した。同年12月、NGO関係者及び同分野に関心のある市民を対象に、行動計画及びモニタリング・評価体制について協議した。

・NGO・外務省定期協議会に関し、全体会議及び各小委員会(ODA政策協議会及び連携推進委員会)を2回ずつ実施。他方、新型コロナの影響により、3回目の各小委員会は中止となった。

・国別開発協力方針に関する「パブリックコメント」の募集案内をNGO側にも広く案内し、寄せられたコメントに対する外務省側の回答を外務省ホームページに掲載した。

・JICAによる無償資金協力(プロジェクト型)及び円借款事業等に関して、事業の妥当性を確認するとともに、ODAの質と透明性の向上を図ることを目的に、関係分野に知見を有する独立した委員と意見交換を行う「開発協力適正会議」を開催している。本会議には、NGO枠として2名のNGO代表者が委員と

して参加している。

・ODA政策に関する現地NGOとの連携強化を目指し、草の根・人間の安全保障無償資金協力に関する現地NGO等との意見交換会を、令和元年度は、ラオス、パキスタン、ヨルダン、モルディブ、ボリビア、ナイジェリア、フィリピン、ベナンの8か国において実施した。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力事業の日本のNGOによるフォローアップを令和元年度はタジキスタンにて実施し、事業の効果的・効率的な実施のあり方をNGO側と協働し、検討した。

2 日本NGO連携無償資金協力（N連）、草の根技術協力における協働

・令和元年度のN連の実績は約55.96億円で、62団体が32か国・1地域で113件の事業を実施し、昨年度に引き続き50億円を超える事業規模となった。

・現地NGOとのパートナーシップ強化に関し、令和元年度のN連事業では、ネパール、バングラデシュ、インドネシア、インドにおいて、現地NGOと提携して事業を実施するパートナーシップ事業が6件採択された。

・JICA草の根技術協力事業の令和元年度の採択実績は、草の根パートナー型が22件（うち大学・企業以外13件）、支援型が22件（うち大学以外12件）となった。

・NGO-JICA協議会を通して2018年度にNGOと協働で整理した「草の根技術協力事業 案件の質の向上に資する6つの視点」を踏まえ、草の根技術協力事業（草の根パートナー型）の募集要項を改訂し、優良事例も含めてホームページでも公開した。

・ODAの裾野拡大を目的に2018年度より募集を開始したJICA基金活用事業チャレンジ枠において、2案件を開始した。各実施団体には、事業計画の精緻化や事業監理・評価の支援を行う「伴走支援者」を配置し、事業計画精緻化のみならず、組織基盤強化に係る助言も行ったことで、設立間もない団体がスムーズに事業を開始することが可能となった。

・令和元年度のNGO等活動支援事業の進捗は以下のとおり。

- 「NGO等向け事業マネジメント研修（基礎編／実用編）」、「NGO等向け事業マネジメント研修（現場編）」、「NGO等向け事業マネジメント研修（立案編）」を実施。3コース合計38回の研修をJICAの国内拠点・在外拠点において開催し、計545名が参加した。
- 上述に加え、個別のテーマに関する研修を国内2拠点と在外1拠点にて計4件行った（受講者計182名）。

3 ODA本体業務へのNGO参画促進

特に進展はなかった。

4 企業とNGOの連携

・外務省のNGO活動環境整備支援事業において、令和元年度、NGO相談員（全国15団体）に対し、企業・労組等から733件の相談が寄せられた。「NGOと連携してSDGsに取り組んでいる中小企業の好事例を知りたい」「企業が取り組むSDGsの内容に即したワークショップを教えてほしい」「企業でSDGsのプラットフォームを作りたいので、NGOの意見を聞きたい」等、SDGs関連でNGOの需要が高まっている。

・JICAにおいて、民間企業とNGOを含むコンサルタントが対面交渉可能なマッチング会を開催。加えて、NGO等活動支援事業（NGO等提案型プログラム）として、「おきなわSDGsパートナーズ形成プログラム」を通じNGOと企業のマッチングを試み、沖縄の経済・社会の発展とともにSDGsの推進に取り組んだ。

5 政策提言・ネットワークNGOとの連携

・日本の市民社会がホスト役となったC20サミットの成果を受け継ぎ、「ひとり一人が持つ「社会課題を解決する力」をエンパワメントし、グローバルな社会課題解決の「今」をアップグレードする」をコンセプトとして掲げ、グローバルな社会課題解決に向けたアイデアを持ち寄る場として12月にHAPIC（Happiness Idea Conference）を開催。NGO、政府、企業等から314名が参加した。分科会「市民社会スペース：CSOとODAのパートナーシップを考える」では、ODAの研究者、連携推進委員、外務省NGO担当大使が登壇し、海外と日本の事例からCSOとODAの連携について議論した。

・アフリカ開発会議（TICAD）に関し、2018年閣僚会合において、市民社会サイドイベントを開催。また、令和元年8月に横浜で開催されるTICAD7に向け、「外務省と市民ネットワーク for TICAD連絡協議会」を定期的に開催し、幅広い意見交換を実施した。また、TICAD7開催後も、本件協議会を開催し、TICAD7に対するフォローアップを実施した。

・地球規模の保健医療分野の課題について協議し、連携強化を促進することを目的として原則隔月で開催される「GII/IDIに関する外務省/NGO定期懇談会」を56回開催し、新型コロナウイルス感染症への対応や我が国の国際保健政策について幅広い意見交換を行った。

・令和元年度外務省NGO研究会のテーマとして、「日本のNGO・CSO等における組織・活動状況実態調査」（（特活）国際協力NGOセンター受託）、「日本

国内における防災・災害支援活動と国際協力NGOの能力強化」((公社)青年海外協力協会受託)、「日本の国際協力NGOにおける「セーフガーディング」の取組促進のための提言とガイドラインの作成」((公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン受託)が採択された。

・NGO-JICA協議会ではNGO側からの要望を受けて、全国規模での協議会だけでなく、地域ごとの協議会を開催した(2019年度7拠点にて実施)。日本国内でも地域により課題やNGO/CSO関係者が多様化していることを背景として、地域ごとに応じたテーマを設定し、具体的な議論・連携を深めることを目的としている。

・「ビジネスと人権」に関する行動計画(NAP)の策定に向け、このプロセスに参画してきている「ビジネスと人権NAP市民社会プラットフォーム」などの市民社会を含む作業部会構成員・団体から、5分野にわたる「共通要請事項」が2019年11月に日本政府に提出され、これらを踏まえ、2020年2月に、日本政府が「『ビジネスと人権』に関する行動計画」(原案)を公表するなど、ステークホルダーとの意見交換等を踏まえながら、策定作業が進められている。

6 国際機関に関する協働

・スフィアハンドブック2018年版の日本語版発行に際して、翻訳を行った支援の質とアカウントビリティ向上ネットワーク(JQAN)による人道支援の国際基準についての説明会を外務省国際協力局内で実施した。

・国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)がスイス等と共催した難民グローバル・コンパクトの初のフォローアップ会合であるグローバル難民フォーラム第一回閣僚会合の機会に、市民社会が主催したマルチステークホルダー・コンサルテーション会合に参加し、関係省庁のみならずNGO、教育機関、企業、難民当事者等との情報共有及び意見交換を行った。

7 広報及び地方NGOによる多様な国際協力における協働

・外務省、JICAはNGOと協力し、国内最大級の国際協カイベントであるグローバルフェスタJAPAN2019を実施した。また、「日本の国際協力NGO×外務省～インターン生からみるNGOの仕事とは?～」というテーマのステージを共同で設け、NGOと外務省が共に登壇し、NGOで働く魅力を発信した。また、関西地域最大級の国際協カイベントである第27回ワン・ワールド・フェスティバルに参加し、「外務省写真展 エールよとどけ!」や、「トークセッション・ODAのNGO/NPO支援制度を組織基盤強化につなげよう」などを開催した。

・NGOによる事業の成果の一層の広報及び可視化に向け、令和元年度第1回連

携推進委員会において、外務省側からN連の好事例を紹介した。

- ・NGO相談員15団体は、全国に配置されているJICA国際協力推進員との連携を行いつつ、一般市民の国際協力に対する理解の促進を進め、令和元年度における相談件数は10,761件、出張サービスの実施件数は166件となった。またODA広報に関するSNSリーチ総数は742,705件となり、前年度比の3倍近くまで増やすことができた。

- ・JICAのNGO等活動支援事業で、「SDGs達成に向けた開発教育実践者の育成」（開発教育協会）、「SDGsをめざすESD授業づくり：北海道D-net教員研修プログラム」（北海道開発教育ネットワーク）を実施し、新たに「SDGs達成に向けたステップアップセミナー—開発教育実践者、SDGsファシリテーターの育成—」（開発教育協会）が採択された。

8 人材交流

- ・外務省主催で「NGO職員受入研修プログラム」を実施し、令和元年度は全国から7名のNGO職員が参加。外務省のNGO支援策に関し研修を実施するとともに、参加者間のネットワーク構築に寄与した。

- ・JICAの社内インターン制度を活用し、NGOに職員1名を派遣することを決定した。

9 安全対策を巡る協議

- ・バングラデシュ・ダッカでの襲撃テロ事案を契機に立ち上げられた「国際協力事業安全対策会議」に関し、常設化後第6回目となる会議が12月に開催され、NGO側代表が参加し、意見交換が実施された。

- ・JICAが国際協力事業関係者を対象実施する安全対策研修においては、渡航者・管理者向け研修、テロ対策実技訓練を実施した。従来は、本邦の地方在住者や海外派遣者等向けに、遠隔地でも内容の充実した研修を受講出来るようビデオ映像のみ提供していたが、理解度テストや動画閲覧機能を追加したウェブ上のインタラクティブな安全対策研修を開始した。

- ・UNHCRのeCentre（国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター）とNGO安全管理イニシアティブ（JaNISS）の共催によるSafety in the Field研修が実施され、25名がフィールドでの実技訓練を含む4日間の研修を修了、うち9名がさらに2日間のトレーナー養成研修を修了した。

- ・NGO等活動支援事業（NGO提案型プログラム）を活用し、JaNISSが「NGO・市民社会組織のための危機管理・安全管理研修プログラム」を継続。平成30年度を通じ安全管理者及び現地派遣者向けの研修が行われ、全国のNGO、大学、ODA受託企業・自治体等からのべ92団体124名が参加

した。

- ・ J a N I S S 主催により初級及び中級レベルのファーストエイド研修が各 1 回開催され、計 4 5 名がフィールドでの実技を含む研修を修了した。また、同様に感染症対策研修としてエボラ出血熱緊急対応研修、COV I D - 1 9 対応勉強会（オンライン）が各 1 回開催された。

- ・ J a N I S S による「NGO安全基準とチェックリスト」、「NGO安全基準ガイドブック」が完成し、1 4 団体が基準に署名、5 6 団体が研修内でチェックリストを実施し、NGO側による安全対策の体制強化が図られた。

1 0 戦略的協働のための予算

- ・ 令和元年 4 月に最大 1 5 % までの引き上げが実現した日本 NGO 連携無償資金協力における一般管理費に関しては、令和元年度の実績として、1 7 団体に 1 5 %、2 4 団体に 1 0 % が適用された。また、令和元年度の補正予算からジャパン・プラットフォーム（J P F）事業における一般管理費についても最大 1 5 % までの引き上げが実現した。

- ・ 関西 S D G s プラットフォームの枠組みの中で、関西 S D G s 基金（仮称）設立のための委員会設置について検討がなされている。

- ・ NGO による O D A 以外の資金調達の一層の強化に向け、ファンドレイジング等に関する多様な取組の検討を続けていくとともに、NGO 側も、その独立性を保ち、より広い層の市民に支えられながら本中期計画を実現していくために、支援者層の一層の拡大と自己資金比率の維持・向上が求められる。

- ・ 各種の国際会議参加やプロジェクト実施のためにクラウドファンディングを実施し、SNS ツール等を活用してアピールすることで、資金を集める例が増えている。また、COV I D - 1 9 拡大の影響で財源が厳しくなる中、地域の N P O 中間支援組織とネットワーク NGO が共同で新型コロナウイルス緊急支援基金を立ち上げクラウドファンディングを実施、国内外で活動する非営利セクター 3 5 団体に支援金を提供するという新しいファンディング事例も見られた。

（了）

議題提案書

【○】協議事項

【 】報告事項

議題名：2020年度タスクフォースにおける「日本 NGO 連携無償協力」の成果と今後の議論の方向性について

【提案者氏名、所属】

連携推進委員一同

【議題提案の背景】

2020年度はN連の実施要領改訂について、民間援助連携室との協議の結果、重点課題を決めて、ポイントを絞り込んだ議論をすることとなり、今年度開催された4回のタスクフォース（TF）では以下の議題が話し合われた。

- 第1回 TF(7/17) 「N連スキームに関する第三者評価」を受けて
- 第2回 TF(8/18) ①手続の簡略化等によるN連業務の効率化
②「NGO パートナーシップ事業」における一般管理費について
- 第3回 TF(9/29) ①NGO側からの改定案18項目（実施要領、手続きの簡素化、その他）
②民連室からの提案事項5項目
- 第4回 TF(10/30) 第3回の提案に関する双方の回答、追加質問等

議論の結果として、多くの成果が生み出された。同時に、さらなる改善が必要と思われる点も残されており、引き続き制度の改善に向け双方の意見調整していく必要性を感じている。

【議題論点】（連携推進委員会で議論したい点）

2020年度のN連の制度改善に関する成果について確認するとともに、2020年度、N連スキームに関して、本会議以降の議論の方向性を確認したい。

同時に、今年度のN連申請事業数、受理事業数、契約数について確認をさせてほしい。今年度、複数の団体からN連の採択が例年より遅れているのではないかと問い合わせが連携推進委員に寄せられている。そのため、NGOにとって特に影響が大きいと思われる「N連採択の遅れ」について、ボトルネックとなっている点について、またその改善方法等共有いただきたい。加えて、可能な範囲で、新型コロナウイルスの感染に伴い、申請内容の傾向等に特筆すべき点があれば共有いただきたい。

【出席を希望する外務省部局または担当者】

国際協力局民間援助連携室

以上

2020年度N連 NGOからの申入れ事項 及び 民連室からの回答状況 (2020. 11. 17現在)

1. 手続き簡素化、申請書類フォーマット改善について

NO	項目	提案内容 (一部、民連室からの提案も含む)	検討可否	民連室からの回答・可否に至る理由
1	申請書と総括表との重複	・申請書:「2. 事業の目的と概要(3)~(7)」を削除。 ・「2. 事業の目的と概要(3)~(7)」と「総括表」は重複しており、記載者も確認者も二重の作業となっているため。	○	申請書の「2. 事業の目的と概要(3)~(7)」では事業内容の詳細を説明するために必要ですので削除しませんが、総括表を廃止する方向で検討します。
2	申請書と事業実施体制表、プロジェクトタイムテーブルとの重複	「3. 事業管理体制(1)(4)」を削除し、「事業実施体制表」「プロジェクトタイムテーブル」へ統一。	○	申請書の「3. 事業管理体制(1)(3)」で記載することは、「事業実施体制表」「プロジェクトタイムテーブル」と全て重複しているわけではありませんので統一はしませんが、「人員配置表」や「タイムテーブル」の記載内容を整理することを検討します。
3	施設案件必要書類・必要事項の効率化	「施設案件必要書類・必要事項」の廃止。セメント、砂、砂利等の配合比が一定以上必要であれば、外務省の基準を手引きに記載し、それに基づいて見積書を取得。(図面はこれまでどおり提出)	×	建築物は多種多様であるため、一律の基準を定めることは困難です。また、外部審査時に建築専門家が安全性・資材の数量妥当性を判断するため、引き続き書類として必要です。
4	予算詳細の効率化	現地事業管理費の小項目(ア・イ・ウ…)の抜本的統合	×	現在のN連資金の前払い制度を維持するためにも、何にいくら必要になるのかは事前に詳細を確認する必要があります。N連資金として認められる費用を申請するために、プレイクダウンされている各項目を適切に計上するツールとして活用していただきたいです。
5	予算詳細の日英表記	予算詳細のフォーマットを日英表記にしていきたい。(1-aは、次のシートに英語版フォーマットを作成し、日本語1-aの数字部分から「=」で数字を自動で表示される形に。1-bは日本語の隣に英語を記載。1-bは日本語又は英語を申請団体が選択できるようにする。)	○	審査時や会計検査時に必要ですので、引き続き提出する書類は日本語としていただきます。日本語から英語への表記の導入は検討します。
6	団体概要-財政(様式1-g 別紙1)の効率化	特に総収入部分について、NPO会計・公益法人会計基準に即した表記への変更	○	・当室からの提案事項にもあるとおり、団体概要別紙の記載ガイドラインを作成・共有し、どの箇所に何の項目を記載するのかをわかりやすくすることを検討します。 ・「過去3年間の政府資金以外の収入比率の平均」について数式を修正します。
7	2年目以降の申請簡素化	2年目以降の申請書類の簡素化。申請書は、当初の申請書記載事項からの変更点のみを記載する1年目とは異なるシンプルなフォーマットへ。 →「1. 基本情報」: 団体名、案件名、今期事業費・事業期間のみ記載 →「2. 事業の目的と概要」: 該年度事業目標、(変更がある場合のみ)該年度活動内容及び期待する成果のみ記載。 →「3. 事業管理体制」: 初年度記載事項から変更点がある場合のみ記載。	△	記載内容・方法の簡素化は検討いたします。他方でN連が単年契約であることから、複数年事業であっても毎回記入してもらう必要があるものもありますので、整理します。
8	「収支表」と「使用明細書」の改訂	「収支表」「使用明細書」をJPFと同様の運動型のフォーマットへ改定。	○	対応を検討します。

9	外部審査からの指摘の際の根拠明示	外部審査機関からの指摘の際は、要項の該当ページを記した上で、要項から逸脱している点のみを指摘していただきたい(根拠が不明瞭な指摘(人件費等)のやり取りで時間を要している。)又は留意すべき事項があるのであれば、予め要項に記載。また要項が変わっていないのに、突然前年度まで問題なかったことが、不可になるなど対応が変わることがあるが、変更があるのであれば、お互いの共通理解の元である要項を変えていただきたい。	△	具体例があれば教えてください。より明確にできるところは検討していきます。
10	事業変更報告の範囲の縮小	「事業変更報告」は、細かすぎて手続きが煩雑になりすぎているため、その大部分を報告書不要へ。(ただし、事業期間の短縮は除く)報告は事業終了後に出しても良い。	○	事業変更承認申請すべきものと、事業変更報告書で足りるものの違いをより明確化することを検討します。また、それぞれのフォーマットに記載すべき点・内容をより明確化・標準化することで、簡素化することを検討します。
11	記載内容の例の順守	要項にある例の通りの内容で申請・報告を出しているにも関わらず、要項を超えて詳細な内容を書くことが幾度も求められ、毎回活動が止まってしまう。大使館に対して、要項の例の(詳細度合の)順守を徹底するように、本省から伝えていただきたい。	○	変更承認申請書や変更報告書に記載すべき点を整理し、在外公館とも共通認識を持てるようにしていきます。
12	指標の例示	農業や保健、教育等の事業分野ごとに、民連室として申請団体に期待する参考の指標を例示していただきたい。(指標の設定方法に共通理解を持っていないと感じるため)	△	事業の分野、形態により、目標や成果の立て方も様々であり、分野毎に指標を例示することは容易ではありませんが、共通理解を持てるよう研究していきます。なお、「NGOかんたん評価ガイドライン」(IDCJ)、「ロジックモデル作成ガイド」(日本財団)、「ロジック・モデル作成にあたってのポイントおよび工夫点」(内閣府)などは一助となり得ます。
13	書類提出時のパスワード 【民連室からの提案】	団体によっては、申請にかかる全ての書類毎にパスワードを付与して民連室に提出している。外部審査時には各パスワードを整理して別途送付する必要があるため、外部審査に時間を要している。	○	書類データにパスワードをつける際は、フォルダに収納した上で、フォルダにパスワードをつけてください。外部審査にかかる時間が短縮され、審査全体のスピードが早まります。

2. 簡素化以外

NO	項目	提案内容	検討可否	民連室からの回答・可否に至る理由
1	スタッフ研修費	COVID19に伴う渡航制限により現地スタッフや(限られた時間での業務を強いられる)駐在スタッフの負担が大きいため「スタッフ研修費」を追加していただきたい。(同国内外部研修・団体内部研修の参加費、日当、宿泊費、食費等)	×	N連は事業実施に必要な資金を供与する制度であり、団体スタッフの研修は基本的に団体負担と考えます。令和元年度から団体基盤強化、人材育成、広報強化などを支援する一環として一般管理費を拡充しましたので、一般管理費の活用も検討してください。また、NGOスタディプログラムといった他のスキームを活用することも一案と考えます。
2	現地スタッフ傷害保険	・P10:「地雷・不発弾関係事業や外務省危険情報でレベル3の危険地域で行う事業において危険な業務に直接従事する現地スタッフについては、傷害保険等の保険料を計上することができます」 ⇒下線を削除し、すべての現地スタッフを私的傷害・健康保険の対象にしていいただきたい。業務上、COVID19に感染する可能性も高く、また限られた人数と時間での不安定な活動現場において交通事故や怨恨等のリスクも上昇しているため。	×	事業実施国の法律で、雇用主による負担が義務づけられている現地スタッフの社会保障費はN連での計上が認められています。他方で福利厚生は基本的に団体が負担していることや、N連が事業実施に必要な資金を供与する制度であることを考慮すると、これらの保険を対象とするのは困難です。
3	本部スタッフや専門家旅費(日当・宿泊費)	現状「日当・宿泊費(出発日から帰国日)」となっているが、地方団体や地方在住者は、帰宅日まで業務に伴う経費が発生するため、地方団体や地方在住者に配慮して、帰宅日まで。	×	日当は移動先に必要な食事費用などに充てるものですが、赴任・帰国旅費の一部をなす際には、その性格上帰国日までを対象とします。
4	海外旅行保険の携行品	・P14:「海外旅行傷害保険料は・・・5項目が基本」⇒携行品を追加 ・携行品を入れないことで再購入の必要が出て、割高になっているため。	×	現状でも、N連の支援対象となる基本の5項目が含まれたセットプラン料金が基本5項目単品の見積りよりも安価な場合には、携行品が含まれるセットプランの計上も認められています。
5	人件費上限の見直し	・有能な人材を確保するためには、国際機関と同等レベルの待遇を保証する必要があるため、人件費上限を見直ししていただきたい。	△	人件費についてはNGO側の関心が非常に高い事項であり、N連における適切な基準について、実態も踏まえて研究して参ります。
6	申請時の按分方法について	・経費の按分方法は、同国内事務所が管理する事業数、従事割合、事務所使用面積、事業規模等の客観的な基準に基づき按分する。現状P22には、予算詳細別表は、「事業数で割る等、適切な根拠を示して按分」と記載されている一方、他ページには、「事業数で按分」と記載されており、矛盾が生じている。例えば、1億円従事人数10人のN連事業と100万円従事人数1人の自己資金事業の2事業、1000万円従事人数3人のN連事業と1億円従事人数20人のUNHCR事業の2事業の実施の場合等、単純に事業数で全ての共通費を按分することは、会計上正しくなく(NPO会計基準、公益法人会計基準等)、他の資金提供者にも説明がつかない。	○	書きぶりが統一されていない点は、今年度実施要領改訂で対応します。他方、共通経費の算出方法は、必ずしも事業規模で見ることが適切でない場合もあるため、より適切な算出方法を検討します。
7	人件費実績表	・「当該月の総労働時間(時間)」は所定労働時間の月合計、もしくは実労働時間の月合計、どちらか。 ・現在の実績表は、「N連従事時間」÷「当該月の所定労働時間」となっており、総労働時間が増えるほど従事人月が減る仕組みになっている。 ・そこで、人件費実績表に「当該月の所定労働時間」「N連従事時間のうち休日出勤時間」の記載欄がないので、加えていただきたい。 ・「従事人役(人月)」の計算式について、N連従事時間÷「当該月の所定労働時間」も選択肢の一つとしていただきたい。	○	人件費実績表については、民連室内にタスクフォースチームを作り、より適したフォームへの改善に着手しています。
8	審査の進捗状況	今年度の審査が通常より長かかってしまっている複数の団体から相談を受けているが、NGO側のほうに共通して観察される問題がある場合、ご指摘いただければ連携推進から関係団体にも伝えることはできるので、忌憚なくご指摘いただきたい。	○	今年度は新型コロナウイルスの影響もあり、N連実施要領の改訂と説明会の開催が遅れたことにより、団体側の申請準備にも影響が出て、審査が始まるまでに時間を要したという事情はあります。今後については、可能な限り審査が円滑に進むよう、民間援助連携室と団体側の双方で可能な方法を検討します。